

## 藤岡市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 藤岡市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3(2021) 年度 ~ 令和 12(2030) 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

事業開始年度 (使用開始後年数)	平成12年度 (20年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	2.8人/km <sup>2</sup> (令和元年度)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理対象地区	8地区(高山地区・金井地区・上日野地区・下日野地区・三波川地区・譲原地区・保美濃山地区・坂原地区)		
処理場数	高山地区:5人槽9基、7人槽5基 金井地区:5人槽14基、7人槽23基、10人槽3基 上日野地区:5人槽21基、6人槽1基、7人槽20基 下日野地区:5人槽27基、6人槽1基、7人槽29基、8人槽1基	三波川地区:5人槽 9基、7人槽 8基、10人槽 1基 譲原地区:5人槽 11基、7人槽 6基、10人槽 2基 保美濃山地区:5人槽 1基、7人槽 1基 坂原地区:5人槽 8基、7人槽 1基、10人槽 1基 総稼働数203基+休止12基+撤去2基	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	人槽別の定額制			
業務用使用料体系の 概要・考え方				
その他の使用料体系の 概要・考え方				
条例上の使用料		実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	R1年9月まで	R1年10月から
	5人槽 4,500円以内		5人槽 3,490円	3,560円
	6人槽 5,000円以内		6人槽 3,900円	3,970円
	7人槽 5,500円以内		7人槽 4,320円	4,410円
	8人槽 6,400円以内		8人槽 4,930円	5,020円
	10人槽 7,400円以内		10人槽 5,860円	5,970円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人(一般会計2名が兼務)
事業運営組織	特定地域生活排水処理事業の組織としては、藤岡市役所 上下水道部の下水道課の下水管理係が担当している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点検及び清掃業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

当市では山村振興地域である日野地区を対象に平成12年度に事業を開始し、その後、高山地区へ、旧鬼石町との合併後の平成19年度からは、三波川・譲原・保美濃山・坂原地区へと対象地区を拡大し実施してきた。  
令和元年度末時点における稼働中の基数202基のうち、65歳以上のみの世帯が63世帯、1人世帯が29世帯(うち65歳以上が23世帯)と約3分の1が高齢者世帯となっており、この先さらに割合は増え、休止宅の増加が見込まれる。

## 2. 経営の基本方針

藤岡市でも、少子高齢化や人口減少等が問題となる中、当該事業の対象区域ではその傾向が顕著であり、今後の事業運営に支障をきたすことが懸念される。また、設置基数(希望世帯)が年々減少している状況であり、その理由としては、「経費が掛かる」「高齢世帯だから」が突出して多くなっている。このようなことから、令和3年度から新規設置事業を廃止し維持管理のみ行うよう事業縮小を行う。更には維持管理についても一定期間実施した後設置者へ浄化槽を無償譲渡することにより、事業自体を廃止することも視野に入れ、随時経営方針の見直しを行いながら健全な事業運営を図っていく。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本市特定地域生活排水処理事業では、2019(令和元)年度末で次の表のとおり216基の浄化槽を設置し、うち203基が稼働している。

	高山	金井	上日野	下日野	三波川	譲原	保美濃山	坂原	合計
5人槽	9	14	21	27	9	11	1	8	100
6人槽			1	1					2
7人槽	5	23	20	29	8	6	1	1	93
8人槽				1					1
10人槽		3			1	2		1	7
合計	14	40	42	58	18	19	2	10	203

本市特定地域生活排水処理事業経営戦略の計画期間令和3年度から令和12年度では、元金償還金について次の内容で、約4,200万円を計画する。

① 資本勘定職員は現行の他事業との兼務を維持し、職員給与費を計上しない。

② 浄化槽本体については、耐用年数30年(「生活排水処理施設整備計画策定マニュアルH13.1」より)とし、令和12年度までに老朽化対策に要する経費は見込まない計画とする。

③ 地方債償還金は令和3年度から令和12年度までに約4,200万円の起債元金の償還を計画する。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

料金収入は、計画期間10年間で世帯員全員が平均寿命(男性81歳、女性87歳)を超える世帯が休止すると仮定し、一定料金を据え置くことで計画をした。なお、起債については、建設予定がないため考慮しないものとする。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 職員給与費は、現行の他事業との職員の兼務を維持するため計上しない計画とする。

② 浄化槽維持管理費は、休止宅の増加により減少を見込み約9,370万円を計画する。

③ 地方債の償還に対する支払利息は約460万円を計画する。

④ 浄化槽の修繕料について、本体の部品交換は1件5万円とし10年間で180件約900万円、プロワ交換は10年間ですべて交換し、5人槽3.5万円、7人槽4.5万円、10人槽5.4万円とし約820万円、合計1720万円を計画する。

上記に対する財源は、使用料収入および他会計繰入金であり、約15,740万円を試算し、この内訳は次に示す内容となる。

① 使用料収入として、休止宅の増加により減少を見込み約9,210万円を計画する。

② 他会計繰入金として、約5,190万円を計画する。

③ 減債基金取り崩し金として、約1,340万円を計画する。

資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)は、収入の和(15,740万円)から、支出の和(11,550万円)の差引として約4,190万円を計画する。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	使用料については、経営分析を考慮し、随時、使用料の値上げの検討を実施するものとする。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討する。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	収支の検証を行い、経営戦略の見直し、使用料の値上げ、浄化槽の譲渡の検討を行う計画とする。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	見直しの時期は、今回の経営戦略策定から概ね5年後の令和8年度中に実施し経営戦略の更新を予定する。
---------------------	--

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	19,855	21,202	18,406	16,946	17,127	16,654	16,378	15,820	15,274	15,289	14,632	13,553
		(1) 営 業 収 益 (B)	9,549	9,893	9,968	9,841	9,702	9,564	9,426	9,287	9,149	9,010	8,872	8,734
		ア 料 金 収 入	9,549	9,893	9,968	9,841	9,702	9,564	9,426	9,287	9,149	9,010	8,872	8,734
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	10,306	11,309	8,438	7,105	7,425	7,090	6,952	6,533	6,125	6,279	5,760	4,819
		ア 他 会 計 繰 入 金	6,494	6,766	6,828	5,475	5,765	5,410	5,242	5,043	4,895	5,299	4,980	4,179
		イ そ の 他	3,812	4,543	1,610	1,630	1,660	1,680	1,710	1,490	1,230	980	780	640
		2 総 費 用 (D)	12,757	13,404	13,532	12,291	12,176	11,625	11,269	11,217	11,322	11,899	11,709	10,961
		(1) 営 業 費 用	11,820	12,539	12,740	11,575	11,537	11,064	10,787	10,814	10,990	11,626	11,489	10,786
ア 職 員 給 与 費														
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	11,820	12,539	12,740	11,575	11,537	11,064	10,787	10,814	10,990	11,626	11,489	10,786		
(2) 営 業 外 費 用	937	865	792	716	639	561	482	403	332	273	220	175		
ア 支 払 利 息	937	865	792	716	639	561	482	403	332	273	220	175		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		7,098	7,798	4,874	4,654	4,951	5,029	5,108	4,603	3,952	3,391	2,924	2,591	
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,937	1,506	220	220								
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	1,725	844										
		(6) 工 事 負 担 金	1,212	662	220	220								
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	9,509	10,064	4,799	4,874	4,951	5,029	5,108	4,603	3,952	3,391	2,924	2,591
(1) 建 設 改 良 費	5,102	5,520												
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,407	4,544	4,799	4,874	4,951	5,029	5,108	4,603	3,952	3,391	2,924	2,591		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 6,572	△ 8,558	△ 4,579	△ 4,654	△ 4,951	△ 5,029	△ 5,108	△ 4,603	△ 3,952	△ 3,391	△ 2,924	△ 2,591	

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	526	△ 760	295									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	497	1,023	263	558	558	558	558	558	558	558	558	558
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,023	263	558	558	558	558	558	558	558	558	558	558
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,023	263	558	558	558	558	558	558	558	558	558	558
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	116	118	100	99	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	9,549	9,893	9,968	9,841	9,702	9,564	9,426	9,287	9,149	9,010	8,872	8,734
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分	2,087	2,222	2,029	601	814	381	178	440	943	1,908	2,056	1,588
うち基準内繰入金	937	865	735	601	639	381	178	403	332	273	220	175
うち基準外繰入金	1,150	1,357	1,294		175			37	611	1,635	1,836	1,413
資本的収支分	4,407	4,544	4,799	4,874	4,951	5,029	5,064	4,603	3,952	3,391	2,924	2,591
うち基準内繰入金	4,407	4,544	4,799	4,874	4,951	5,029	5,064	4,603	3,952	3,391	2,924	2,591
うち基準外繰入金												
合 計	6,494	6,766	6,828	5,475	5,765	5,410	5,242	5,043	4,895	5,299	4,980	4,179

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

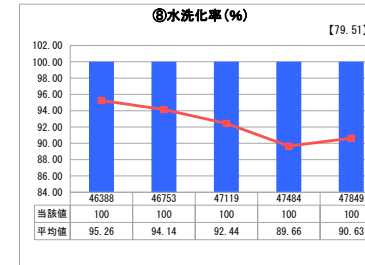
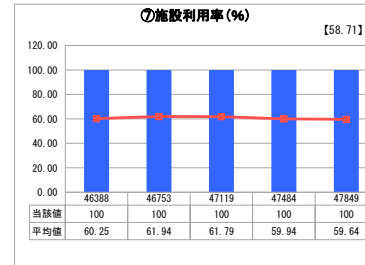
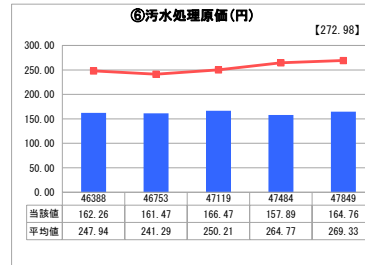
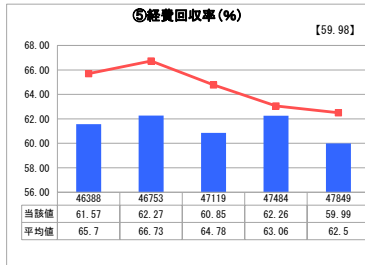
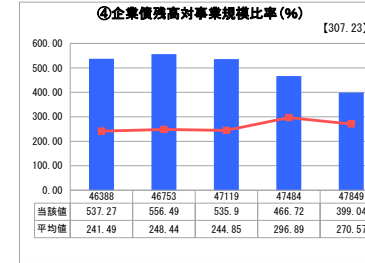
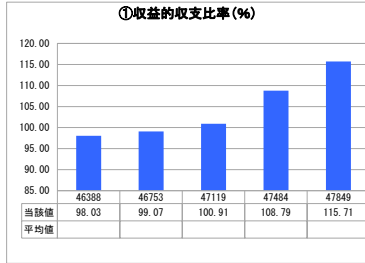
群馬県 藤岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	0.77	100.00	3,560

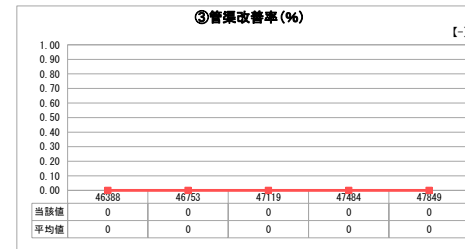
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
65,117	180.29	361.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
499	0.09	5,544.44

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

事業開始後20年経過したプロワ等の部品が供給終了となり本体交換が増え維持管理費が増加している。高齢者世帯が多い地区での事業のため料金改定は行っておらず、類似団体に比べ経費回収率が低くなっている。

今年度繰入金が増により収益的収支増となっているが、新たな浄化槽の整備も少なく新規の料金収入増加も見込めないことから、新規の浄化槽整備は令和3年度より廃止し、既存浄化槽の維持管理を中心とした事業へ転換する。事業を継続していくためには健全経営を図るべく類似団体や経費回収率の経年比較等行いながら、適正な料金水準についても検討が必要と考えられる。

### 2. 老朽化の状況について

事業開始後20年経過し、プロワ本体の耐用年数による交換等増加が見込まれる。

各戸に整備した浄化槽機種に合ったプロワが必要であることや、経年により交換部品の供給が終了となった機種もあるため、引き続き計画的な更新を行うことが必要となっている。

### 全体総括

事業実施地域は高齢者世帯が多く、既に空き家となり使用休止となったケースが生じている。

平成28年度実施したアンケートで設置希望とした世帯でも、高齢者世帯であり費用がかかることが理由で設置に至らない。

当該年度は4基の整備に留まり、現行事業での浄化槽整備に対する住民ニーズは極めて少ないと考えられるため、令和3年度より新規の浄化槽整備は廃止する。

本事業においては、整備済み浄化槽の維持管理に重点を置き経営の健全化を図るとともに、使用者への浄化槽の譲渡や、使用休止状態が続き再開が見込めない浄化槽等については撤去するなど、経営の効率性や使用者の利便性からも事業の方向性の検討が必要と考えられる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。